

# 八頭町老人クラブ連合会表彰規程

(目 的)

第1条 老人クラブの充実発展に功績のあった者、及び運営活動が他の模範となるクラブに対し八頭町老人クラブ連合会会長（以下「町老ク連会長」という。）が表彰又は感謝の意を表し、もって老人福祉の発展に資することを目的とする。

(表彰及び感謝の方法)

第2条 表彰及び感謝は、町老ク連会長名の表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈し、総会でこれを行う。

(表彰及び感謝の対象)

第3条 町老ク連会長が表彰及び感謝する者は、次のものとする。

1 個 人

- (1) 町老ク連役員を6年以上在任した者を表彰。（任期中断がある場合は前後を通算する。）
- (2) 連合会長職を退任した者に感謝。
- (3) その他、町老ク連に貢献した者。

2 団 体

単位老人クラブで活動状況が特に優秀であり、他の模範となるものを表彰する。

(候補者の推薦)

第4条 この規程に定める表彰及び感謝に該当する者は、各支部長が別に定める様式の文書により町老ク連会長に推薦するものとする。

(表彰審査)

第5条 表彰及び感謝の対象者については、理事会で選出する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年5月9日から施行する。
- 2 第3条の在任期間については、統合前の老ク連在任期間を含める。
- 3 この規程は、平成30年4月16日から施行する。